

指定給水装置工事事業者 指定工事店申請必要書類

新規・継続

※5年に1度更新が必要

法人が申請する場合

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書
2. 登記事項証明書
3. 原本証明された定款
4. 誓約書
5. 主任技術者選任届
6. 選任された人の技術者証もしくは免状の写し
7. 機械器具調書
8. 機械器具写真
9. 指定給水装置工事事業者指定時確認事項

コピーした定款には原本証明して下さい。例：原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

代表取締役 ◆◆◆

※事業者証交付時の手数料は 15,000 円（※後日、証書交付時：水道企業会計）

個人が申請する場合（個人業者の場合）

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書
2. 住民票
3. 誓約書
4. 主任技術者選任届
5. 選任された人の技術者証もしくは免状の写し
6. 機械器具調書
7. 機械器具写真
8. 指定給水装置工事事業者指定時確認事項

※事業者証交付時の手数料は 15,000 円（※後日、証書交付時：水道企業会計）

変更時

（会社名商号・名称・住所・代表者名）※無料

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
2. 登記事項証明書（※個人の場合は住民票）
3. 原本証明された定款（写しの場合は原本証明されたもの）（※個人の場合は不要）
4. 誓約書
5. 主任技術者選任届

（技術者変更の時）※無料

1. 指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
2. 新たに選任された人の技術者証もしくは免状の写し

★現在の証書と引換に変更後の証書交付できる。（無料）再交付申請も必要なし。）

★紛失している場合で証書を希望する場合は手数料：15,000 円（再交付申請&手数料必要。：水道企業会計）